

## 特定処遇改善手当の支給に伴う「賃上げを行う職員の範囲」の定義

### ・ 【 経験・技能のある介護職員（Aグループ）の定義 】

1. 介護職員採用の常勤職員であって介護福祉士の資格を取得しているもの。

2. 介護職員として勤続年数10年以上の経験があるもの。

経験年数の通算に際しては、他の法人施設及び他の医療機関の経験も認める。

ただし、常勤勤務期間のみの通算とし介護福祉士の資格取得日は問わない。

3. 経験通算年数の基準日は毎年4月1日とする。

ただし、中途採用職員は入職日とし翌年より毎年4月1日とする。

### ・ 【 他の介護職員（Bグループ）の定義 】

1. Aグループに属さない介護業務に従事する全ての常勤職員。

2. 社会保険に加入する全ての非常勤(準社員、パートタイマー)介護職員。